

売却情報

国立大学法人佐賀大学では、下記の土地を随意契約（先着）で売却いたします。

記

1. 土地の売却

【売却物件の内訳】

| 所在 | 地目 | 面積 | 都市計画 |
|------------------------------|----|---------|-------|
| 佐賀市諸富町大字為重字石塚分外捌四角 1 7 4 番 2 | 宅地 | 441.09㎡ | 準工業地域 |

2. 売却価格（令和 5 年 9 月時点）（売却価格は、実勢価格に応じて変動いたします） 4,980,000 円

3. 買受けする者に必要な資格等に関する事項

- (1) 佐賀大学契約事務取扱規程第 3 条及び第 4 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (3) 学長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 本学が所有する不動産に関する事務に従事する者でないこと。
- (5) 本学が規定する金額に満たない入札保証金を納付する者でないこと。
- (6) 売却物件の鑑定評価実施者及び鑑定評価実施者が対象不動産の売買契約の媒介を行い、若しくは代理人となっている者でないこと。
- (7) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に基づくところの暴力団及びその構成員、準構成員並びにその関係者でないこと。
- (8) 「破壊活動防止法」に基づくところの破壊的団体及びその構成員でないこと。
- (9) その他、本学が競争参加につき不相当と認めた者でないこと。

4. 契約条項を示す場所等

- (1) 随意契約実施要領を交付する場所及び問い合わせ先
〒840-8502 佐賀市本庄町 1 番地
佐賀大学環境施設部企画管理課資産管理主担当 電話番号 0952-28-8137
- (2) 随意契約実施要領交付期間
令和 6 年 8 月 29 日から土曜日、日曜日、祝日を除く 9 時から 17 時まで
先着順での申し込みとなりますので、有効な申し込みがあった時点で交付を終了いたします。
- (3) 随意契約実施要領交付方法
本公告の日から上記 4 (1) の交付場所で交付、または下記電子メールアドレス先に申込者名（会社名）及び連絡先等を明記した電子メールにより申し込むものとし、電子メールの件名は
【随意契約実施要領等申込】「土地の売却（物件：ボート艇庫跡地）」
と標記すること。
なお、随意契約実施要領等は電子メールによる申込受信確認後、申込先にパスワードを送付し、本学ホームページより取得するものとする。
請求先：sisanunyo@mail.admin.saga-u.ac.jp

5. 契約保証金

要（詳細は実施要領による。）

6. 売却の無効

上記 3 に示した参加に必要な資格のない者の提出した書類は無効とする。

7. 契約書作成の要否

契約相手方が決定したときは、契約書を作成する。

8. 相手方の決定方法

先着 1 名の申込者を買受候補者とします。ただし、同日同時刻に複数の申込みがあり、いずれが先着か判断しがたい場合には、くじ引きにより、買受候補者を決定します。

以上公告する。

令和 6 年 8 月 29 日

国立大学法人佐賀大学
学 長 兒 玉 浩 明